

救援規程

執行委員会決定 2016年5月12日

第1条（組合活動犠牲者救援）

規約第3条及び第4条を達成するための活動による犠牲者と執行委員会で判定した時は、その問題が解決するまで当該組合員のために救援を行う。

第2条（組合員の正当な権利の主張とその実現のための救援）

規約第4条第5号にいう組合員の正当な権利の主張とその実現のために、執行委員会はその問題が解決するまで当該組合員のために救援を行うことができる。

第3条（救援方法）

執行委員会は適当と認める次の救援を行うことができる。

1. 関連情報収集及び提供
2. 団体交渉及び事務折衝
3. 同盟罷業。ただし規約第37条の諸要件に従うことを条件とする。
4. 弁護士その他の専門家の斡旋
5. 民事訴訟及び刑事訴訟並びに行政手続に係る訴訟費用及び弁護士費用並びにその他の手数料の支払
6. 見舞金の支給
7. その他執行委員会が適当と認める措置

第4条（不当解雇に対する救援方法）

執行委員会は、組合員の不当解雇に対し、適当と認める次の救援を行う。

1. 関連情報収集及び提供
2. 団体交渉及び事務折衝
3. 同盟罷業。ただし規約第37条の諸要件に従うことを条件とする。
4. 弁護士その他の専門家の斡旋
5. 民事訴訟（地位保全及び賃金仮払いの仮処分手続を含む。）に係る訴訟費用及び弁護士費用の支払
6. 失業手当の仮受給、保険者に対する異議申立、その他当面の生活を守るために必要な行政手続等に係る手数料の支払
7. 当面の間教育研究等の職務を継続遂行する場所として組合事務室の利用
8. その他執行委員会が適当と認める措置

第5条（報告）

執行委員会が本規程に基づく救援を行った場合は、総会に報告しなければならない。